

裁 決 書

審査請求人



同代理人

大阪市北区天神橋3丁目3番3号
南森町イシカワビル7階
普門法律事務所
弁護士 普門 大輔

同代理人

大阪市都島区東野田2丁目3番24号
第5京橋ビル6階
京橋共同法律事務所
弁護士 楠 晋一

処分庁



審査請求人が平成27年8月27日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく4件の保護申請みなし却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

主 文

平成27年3月11日に審査請求人が行った4件の保護申請のうち、平成24年12月分から平成25年2月分までの障害者加算に係る保護申請のみなし却下決定処分及び平成24年12月分から平成26年5月分までの家族介護料加算に係る保護申請のみなし却下決定処分に係る審査請求を却下し、その余の部分を取り消す。



事案の概要

- 1 処分行は、平成 21 年 4 月 6 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成 24 年 11 月 8 日、請求人は処分行に対し、請求人の長男（以下「長男」という。）が療育手帳の障がいの程度において、A 判定を受けた旨の報告及び特別児童扶養手当の等級を 2 級から 1 級（国民年金法施行令別表に定める 1 級相当）へ変更手続を行っている旨の報告をした。
- 3 平成 25 年 4 月 9 日、請求人より、平成 24 年 12 月に特別児童扶養手当の等級が 2 級から 1 級に変更された旨の報告があったため、処分行は請求人に対し、遡及支給が可能な平成 25 年 3 月分より障害者加算ア（国民年金法施行令別表に定める 1 級相当）に認定変更を行った。
- 4 平成 26 年 5 月 14 日、請求人は処分行に対し、平成 24 年 11 月より、長男の療育手帳の障がいの程度が A 及び重度の認定を受けていたこと、また、同年 12 月より、特別児童扶養手当 1 級の認定を受けていたにもかかわらず、重度障害者加算及び家族介護料の加算認定がなされていないことは問題である旨の指摘を行い、重度障害者加算、家族介護料加算及び障害者加算アについて、要保護性が認められる時点まで遡及支給するよう求めた。
- 5 平成 26 年 5 月 19 日、請求人は処分行に対し、長男にかかるおむつ代の支給について説明を求めるとともに、おむつ代の支給申請を行った。
- 6 処分行は請求人に対し、平成 26 年 6 月 1 日付けで家族介護料及び重度障害者加算を認定するとともに、おむつ代について、6 月分より支給を開始した。
- 7 平成 26 年 7 月 2 日、請求人は処分行に対し、重度障害者加算及び家族介護料の遡及支給並びに平成 24 年 12 月以降のおむつ代について遡及支給を求める保護の変更申請を行った。
- 8 平成 27 年 8 月 27 日、請求人は、大阪府知事に対し、平成 27 年 3 月 11 日に、請求人が処分行に行った申請行為に対する不応答、すなわち、平成 24 年 12 月分から平成 25 年 2 月分までの障害者加算に係る保護申請の却下決定処分（以下「本件決定 1」という。）及び平成 24 年 12 月分から平成 26 年 5 月分までの家族介護料加算に係る保護申請の却下決定処分（以下「本件決定 2」という。）、平成 24 年 12 月分から平成 26 年 5 月分までの重度障害者加算に係る保護申請の却下決定処分（以下「本件決定 3」という。）及び平成 22 年 3 月分から 26 年 4 月分までのおむつ代に係る保護申請の却下決定処分（以下「本件決定 4」という。）について、取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成 27 年 3 月 11 日付にて、請求人が処分庁に対して行った申請行為に対する不応答（法 24 条第 7 項に基づくみなし却下処分）を取り消す、との裁決を求める。

イ 請求人の生活保護申請と支給項目

請求人は、平成 19 年 8 月 3 日に誕生した長男と 2 人で生活する母子世帯の世帯主である。平成 20 年 10 月ころ、当時の夫の DV 被害から避難するとともに、生活困窮に陥ったことから、生活保護を求めて処分庁を訪れた。

ところが、請求人が生活保護の申請をしたいと求めても、対応にあたった職員は一向に申請をさせてくれず、結果として、請求人が生活保護の申請をすることができたのは、これから半年近くが経過した平成 21 年 4 月 6 日であった。

平成 21 年 4 月 6 日ようやく申請に至った、請求人に対する保護は、生活扶助費 119,240 円、住宅扶助費 54,000 円に加え、医療扶助という内容で開始されることになった。

ウ 生活保護利用後の世帯の状況の変化と保護費漏給

請求人の世帯は、長男との 2 人世帯であり、長男は重度の障がいを持っている。そのため、長男については、生育過程においておむつが外れたことはなく、食事・入浴のほか、日常生活の活動のほとんどについて介助を要する状態にある。

長男は、平成 21 年 4 月 21 日、知的障がい B 1（中度）の判定を受け、療育手帳の交付を受けた。同年 6 月より、特別児童扶養手当（2 級）を受給している。

請求人世帯を担当するケースワーカーは、平成 24 年 10 月 31 日、請求人宅を訪問し、請求人から「（長男について）今日は、熱等はないが嘔吐した。（中略）一昨日、（長男の）耳から出血していて耳鼻咽喉科に受診したが、知的障害もあり、じっとしてられないため、Dr からは治療できないと塗り薬のみもらったが、出血が続いている」「原因は不明だが、以前は、ヤクルトを飲む細いストローを耳に入れてあそんでいて耳の中を傷つけて出血したことがある。幼稚園での行動等見えていない部分あるため確信はないが今回も同様に耳に何か入れたのかもしれない」「火曜日・金曜日は幼稚園終了後デイサービス・木曜日は療育センター・金曜日は障がい者支援センターに通っている」「大学病院 Dr からは、食道の成長が遅いため、食べ物・飲み物が胃に入るまでに時間がかかり、口にしたものは殆ど食道にたまっているためのものと精神的なものがさなっている」との報告がなされていた。

同年 11 月 2 日にも、長男の通院移送費（付添交通費）の支給がなされており、そこでも主治医意見書として「発達遅滞・周期性嘔吐症」との記録が認められる。

平成 24 年 11 月 5 日、長男は、知的障がいについて A 判定（重度）を受け、請求人は、同月 8 日、処分庁に赴き、長男について「療育手帳の傷害判定が B 1 から A に変更になった」として療育手帳を提出し、さらにこれに伴い「特別児童扶養手当の支給金額の変更手続きも行っている」ことを報告した。

平成 25 年 4 月 9 日、請求人は特別児童扶養手当証書を処分庁に提出し、認定日である平成 24 年 12 月より手当が 2 級から 1 級に変更になったことを報告した。同時に、処分庁は請求人の「障害者加算について」、認定変更を行った。

請求人は、平成 26 年 5 月 14 日、支援団体事務局長とともに処分庁に赴き、世帯の状況について、長男の知的障がい程度が A 判定を受け重度とされ、また、特別児童扶養手当 1 級の認定を受けているにもかかわらず、重度障がい者加算並びに家族介護料の認定がなされていないことは問題ではないかと指摘し、対応を求め、要保護性が認められる時点に遡り、遡及して支給するよう求めた。処分庁からは、「重度障害者加算の認定に当たっては障害児福祉手当の受給が必要と説明したが、同程度の障害にあることをイコールであると認識誤りしていたため訂正の説明および謝罪」がなされ、「重度障害者加算及び家族介護料について支給が可能か等を含めて協議する旨伝えられた」。また、おむつ代の不支給について、診断書の要否を巡って処分庁の回答が二転三転するやりとりのほか、「重度障害者加算については、平成 25 年 11 月に療育手帳の判定会議において、「A」へ変更となったがその際、障害児福祉手当非該当になっており、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「令」という。）別表 1 に該当していなかった」と回答した。

処分庁は、平成 26 年 7 月 11 日付通知書にて、請求人に対し、平成 26 年 6 月 1 日より重度障害者加算並びに家族介護料の認定を行ったが、請求人が求めている過去の重度障害者加算並びに家族介護料について支給しなかった。

処分庁は、平成 26 年付通知書にて、請求人に対し、平成 26 年 5 月分よりおむつ代の支給を行うようになったが、請求人が求めている過去のおむつ代について支給しなかった。

エ 少なくとも平成 24 年 12 月より、障害者加算 1 級と 2 級の差額支給、重度障害者加算並びに家族介護料を支給しなければならず、保護開始当初より、おむつ代を支給しなければならなかったこと

(ア) 重度障害者加算の支給要件

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）7-2(2) 加算エ・「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。）別表第 1 第 2 章-2 障害者加算（3）

「令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 50 年厚生省令第 34 号）第 1 条に規定する施設に入所している者を除く。）」

(イ) 家族介護料の支給要件

（局長通知第 7-2(2) 加算エ・保護の基準別表第 1 第 2 章-2 障害者加算（4））

- a 「身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表の 1 級若しくは 2 級又は国民年金法施行令別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定しては不在が障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）」
- b 「上記 a に該当する障害のある者であって当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合」

(ウ) おむつ代の支給要件(局長通知第7-2(5)被服費ア(力))

「常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く。)等が紙おむつ等を必要とする場合」平成24年11月5日、長男は、知的障がいについてA判定(重度)を受け、請求人は、同月8日、処分庁に赴き、長男について「療育手帳の傷害判定がB1からAに変更になった」として療育手帳を提出し、さらにこれに伴い「特別児童扶養手当の支給金額の変更手続きも行っている」ことを報告した。

療育手帳A判定の理由は、療育手帳判定票によれば、少なくとも排泄、及び更衣について全介助が必要とされており、厚生労働省が公表している「常時介護を必要とする状態の判断基準」によれば、「常時介護を必要とする状態」とは「1日常生活動作事項(第1表の事項欄の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の5項目をいう)のうち、全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。」を指すものとされていることに照らし、これにより重度障害者加算上の要件である「日常生活において常時の介護を必要とする者」を充足している。

次に長男は、併せて同時期、特別児童扶養手当の変更手続きをとっていることを報告し、2級から1級へと変更されており、さらに、このことは、平成25年4月9日、請求人は特別児童扶養手当証書を処分庁に提出し、認定日である平成24年12月より手当が2級から1級に変更になったことも報告している。

重度障害児とは、「障害児のうち、令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」をいい、これによって重度障害者加算上の要件である「令別表第1に定める程度の障害の状態にある」との要件を充足する。

もって、請求人の世帯は、重度障害者加算の要件を充足し、処分庁は、平成24年11月の請求人の報告を受けて翌12月から重度障害者加算及びこれに伴う家族介護料を支給しなければならず、仮にこの点を措いても、遅くとも平成25年4月9日、請求人が特別児童扶養手当証書を処分庁に提出し、認定日である平成24年12月より手当が2級から1級に変更になったことの報告により、平成24年12月に遡って支給しなければならなかった。

おむつ代については、長男は出生後、現在に至るまで一度もおむつがとれたことがなく、上記の経過に加え、請求人の世帯状況を把握していた処分庁においてはその要否を認識していたことが明らかであるから、全ての期間(時効期間が完成している点はともかく)において遡及して支給しなければならない。

以上から、処分庁の却下の判定は誤りであって違法不当であるから、審査請求の趣旨記載のとおり裁決を求めて本申立てに及ぶ次第である。

(2) 審査庁が平成29年4月25日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 重度障害者加算について

重度障害者加算の支給要件は、令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者について他の障害者加算とは別に計上するものである。

そして、重度障害者加算は、創設当初は福祉手当に連動した加算であったところ、福祉手当の性格の変更に伴い(注)、連動関係は切断され、重度障害者加算と福祉手当(障害児福祉手当)はそれぞれ別に支給要件が判断される。

すなわち、福祉手当が支給される場合は、必ず重度障害者加算は計上されるが、福祉手当不支給の場合に重度障害者加算が支給される場合もある。

そこでまず本件では、障害児福祉手当の支給が適正に判定されたのかどうかについて述べ、次に、同手当が支給されない場合であっても、本件では重度障害者加算が計上されるべきであったことを述べる。

(ア) 障害児福祉手当の支給審査に係る平成24年11月の心理判定員の判断について

a 障害児福祉手当の支給基準に関しては、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知。以下「障害程度認定基準」という。）」別紙「第一共通的一般事項」4が、医師の判定を要請している。これは、障害の認定に当っては、きわめて専門的な知識と医学的判断が必要となるからである。

ところで、障害児福祉手当の受給可否に関し、心理判定員の判断は、あくまで、療育手帳の発達指数判定に必要な精神的、心理的な事実調査や検査においてその結果を報告しているものに過ぎず、障害児福祉手当の全ての受給要件について判断する権限はない。

ところが、本件においては、手当の支給決定に際して、心理判定員が障害程度認定基準（第6次改正 平成26年5月20日障発0520第3号）の第二の6号（精神の障害・令別表第1第9号）に該当しないとの判断をしたことにより必要な調査を完了させ、その判断をもって、判定結果としてしまった。

本件児童の場合は、障害程度認定基準の7号の令別表第1第10号による障害（身体障害若しくは病状と精神の障害が重複する場合）に該当し、心理、精神面の判定にとどまる心理判定員の判断をもって、不支給決定としてしまった誤りが生じている。

この原因は、前述の障害程度認定基準の第一の4の医師による診断を経ていないことにあることは明らかである。結局、このような杜撰な判定結果により障害児福祉手当が不支給となったことから、同手当と連動すると勘違いした処分庁は、必要な加算認定を行わず、これを放置したのである。

よって、医師の診断を経ずして行った心理判定員による不支給との判断は、重度障害者加算不支給の理由とはならない。

b 【平成24年12月時点で重度障害者加算事由に該当していた理由】

心理判定員が作成した平成24年11月5日の判定書は杜撰であり、少なくとも著しい誤解を与えるおそれがある。実際、処分庁もこの判定書に基づいて過ちを犯した。

上述のとおり、6号（令別表第1第9号）に非該当であっても、7号（令別表別第1第10号）に該当するため、障害児福祉手当支給要件を充足する事案である。

医師の判定機会を経れば、障害児福祉手当を受給でき、これによって、重度障害者加算を支給すべきであった（要件充足）。

(イ) 重度障害者加算の判定と障害児福祉手当の支給要件について

百歩譲って、障害児福祉手当の支給要件に該当しないと仮定した場合も、前述のように別の支給要件である重度障害者加算が支給されるべきである。

このことは、当の処分庁自身が認めていた。すなわち、処分庁自身が生活保護運用において生じる疑義について、統一の見解を有しており、障害児福祉手当の支給要件に該当しない

場合であっても、重度障害者加算が支給されることがある旨明記されている。

したがって、障害児福祉手当の非該当も重度障害者加算の不支給の理由とはならない（「処分庁生活保護疑義照会集 2013 年度版 07-02-5」）。処分庁が改めて重度障害者加算の支給要件について審査すれば、加算の計上は可能である。

処分庁の誤った思い込みによって、心理判定員の障害児福祉手当が不支給との事実のみをもって重度障害者加算は計上されなかったのである。

(注) 重度障害者加算創設の経緯（『生活と福祉』第 438（平成 4 年 10 月）号、相談室）

同加算は、昭和 50 年、在宅の重度障害者に対する福祉の措置の一環として創設された福祉手当に照応するものとして創設された。福祉手当は、重度障害者の介護需要に着目し、家族等の介護需要に充てられるものとして位置づけられていた（ただし、現実介護がなされているかどうかは問わず支給）。しかし、その後、同手当は在宅の重度障害者が、介護を要するような障害の程度ゆえに生ずる特別需要に充てられるものと考えられるように性格が変わった。

福祉手当に性格の変更に伴い、昭和 57 年から重度障害者加算についても、それまでの在宅重度障害者に対する「家族等」の介護需要に充てられるものから、何らかの形で人の手を煩わせるような重度障害ゆえに生ずる「本人」の特別需要に対応するものと位置付けられるようになった。このような経過をみると、重度障害者加算創設当初は、福祉手当の受給と連動していたものが性格の変更により、その関係は切断されたものと考えられる。すなわち、それぞれ別に、支給要件を審査することになる。

(ウ) なお、請求人に係る生活保護ケース記録には、請求人及びその支援者らが、重度障害者加算等の保護費の計上漏れを指摘した結果、処分庁内で検討され、結果、「26. 5. 14」のケース記録表記事に「重度障害者加算の認定に当たっては障害児福祉手当の受給が必要と説明したが、同程度の障害にあることをイコールであると認識誤りをしていたため訂正の説明及び謝罪を行う。」旨明記されている。

にもかかわらず処分庁は、今回の弁明にて性懲りもなく、再び、自ら誤りであって非を認め謝罪までした経過を棚に上げ、同じ理屈を展開しており、その姿勢は不誠実を超えて、不当・違法極まりない対応と評せざるを得ない。

審査庁においては、こうした誤りを誤りと認めず、開き直った対応を続ける処分庁の対応に鋭いメスを入れ、同種被害を未然に防止する観点から早期に是正すべきものと思料する。

イ おむつ代について

保護受給直後、請求人は療育センターにて、他の保護の実施機関では同じ障害を有する児童におむつ代が支給されていることを知り、担当ケースワーカーに 2 回、「おむつ代は出ないのか」と尋ねたが、いずれも「出ない」との回答であったため、支給されないものと誤信し、その後長く生活扶助費から支弁せざるをえなくなった。

処分庁による誤った教示の結果であり、全くの言語道断である。以下、理由を述べる。

(ア) 長男は、平成 22 年 3 月以前から現在までも、「常時失禁状態にある患者等」である。

長男は、平成 26 年 5 月から常時失禁状態であると認定され、現在に至るまでおむつ代が支

給されるようになってはいる。しかし、本件児童の失禁状況はそれ以前からあり、成長とともに改善したことは一度もない。

本来、成長とともに排泄等の行為は自立していくことが考えられるが残念ながらそうになっていない。この事実は、請求人世帯が保護開始して以降、顕著な事実であり、事情は処分庁も知悉していた。

(イ) 実施機関の職権調査義務違反（法 25 条 2 項）

法 25 条 2 項が、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定するように、生活保護制度について多くの利用者がその詳細を知らないなか、保護世帯の需要は、実施機関によって積極的に調査され、必要な給付決定をすべきである。ところが本件処分庁は、真逆の対応を行っており、適切な調査・判断を全く行なっておらず、調査義務を懈怠している。

(ウ) 生活保護の運用指針にも反する

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 7-17 は、加算に関する問答であるが、一時扶助に関する需要について同様に当てはまり、別異扱いする理由もない。

すなわち、保護世帯の「需要発見について積極的に確認の努力をすべき」とされているところである。

(エ) 処分庁による、根拠なき支給要件の厳格加重は、許されない。請求人が他の経費を削っておむつ代を捻出していたことは、やりくり可能であったことの証明にはならない。

依拠する「真に」賄えない状態であったと客観的に判断するという規範には法的根拠がない、過重な恣意的要件の付加である。この場合の「真に」とは、単に事実としてそのようなニーズが存在しているという程度の意味として捉えるべきである。

思えば、請求人は、当時は加算されるべき重度障害者加算等も計上されていない状況にありながら、生活扶助費からねん出せざるをえなかったのであり、一時扶助の必要性、需要がなかったわけではない。実態は、毎月 2 万円を大幅に超えるおむつ代、おむつカバー代、もれ防止シート代、洗濯代を負担していたのであり、こうした費用を生活扶助からねん出せざるをえなかったのは、処分庁の誤った教示による結果であって、長きにわたって、最低生活費を大きく下回る生活を余儀なくされてきたのである。

その上で必要な合理的額は、少なく見積もっても、最低生活費として支給可能であった、支給上限額であり、かつ、それが妥当である。

(3) 審査庁が平成 30 年 4 月 6 日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 重度障害者加算について

(ア) 心理判定員の非該当の判断をもって重度障害者加算の不支給は免責されず、「客観的事実として、その時点では本件児童が重度障害者加算の要件に該当していなかった」旨の主張は、

客観的事実に反しており、誤りである。

(イ) 処分庁の再弁明のロジックは、要約、以下のとおりである。

- a 重度障害者加算と障がい児福祉手当の支給要件は、結果的に同一である（「令別表1に定める状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者」）。
- b 心理判定員が障がい児福祉手当の支給要件に該当しないと判断した。
- c よって、同一支給要件である重度障害者加算の支給は必要ない。

(ウ) しかし、処分庁の再弁明のロジックは誤りである。

- a 心理判定員は、「令別表第1第9号」に該当しないとしているに過ぎず、「令別表第1第10号」に該当しないとの判断は存在しない。

平成29年4月24日付前記(2)アに主張したとおり、処分庁は、「令別表第1第9号」に非該当との判断を受け、速やかに、医師をして「令別表第1第10号」の該当性判断を行うべきであった。

「令別表第1第10号」非該当の判断が存在しない以上、「客観的事実として、その時点では本件児童が重度障害者加算の要件に該当していなかった」等と言えるはずがないのである。

- b 同時に、心理判定員の判断をもって、「重度障害者加算」の支給要件を満たさないと判断することは、令別表第1第10号、すなわち、医師の判断によらねばならず、無権限者の判断に依拠したことを自認するものに他ならない。

それは心理判定員の判断内容の正否のレベル以前の、無資格者による判断として、その存在が法的に認められないものである。

無権限者の判断を前提にする処分庁の主張は、違法に違法を重ねた開き直りに過ぎず、理由がない。

イ おむつ代について

(ア) 処分庁は、「本件においては、厚生労働省との協議も踏まえ、その当時、経常的最低生活費で賄えない状態であったと客観的に判断する根拠がないため、遡及給付は妥当でないと判断している。」という。おむつ代の遡及支給の必要性はあるが、妥当でないという趣旨か、判然とせず、煮え切らない。

(イ) 事実関係の捨象

本件は、請求人が2回にわたり、「おむつ代は出ないのか」と尋ね、それに対し、処分庁は2回にわたり、「出ない。」と回答したのである。

積極的な申請行為が存在し、それに対し、故意か無知かはともかく、処分庁が誤った教示を行った事案である。結果、長きにわたって、世帯の最低生活を削り、おむつ代を支弁していた事案である。

まず、おむつ代が保護費から支給されることを知った者が、これ幸いと、後から遡っておむつ代を支給している事案ではない（むろん、これとて、遡及支給されるべきでないと考え

るものではない)。

(ウ) 常時失禁状態にある者のおむつ代を「経常的最低生活費の範囲内で被保護者が計画的に購入すべきもの」と考える処分庁は法の解釈を誤っている。

本件世帯の需要である、おむつ代は、「経常的最低生活費の範囲内で被保護者が計画的に購入していくべきもの」として想定された被服費にあらず、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7-2にいう「(2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要」且つ、「常時失禁状態にある患者等が紙おむつ等を必要とする場合」に該当する。

そもそもおむつ代は、被服費の一種として臨時的一般生活費(一時扶助)に挙げられているが、「常時失禁状態」という定義にも明らかなように、通常の最低生活費に準じた費目である。このため、生活保護の要否判定においては、最低生活費として計上することになってるのである(「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。)第10の4)

したがって、最低生活費の計算にあたって外出し、上乗せして計上されているおむつ代を自弁していた事実があれば、これすなわち、経常的最低生活費で真に賄えない状態にあったのは当然であって、これを客観的に判断する根拠を欠く、との処分庁の主張は詭弁にすぎない。おむつ代は請求人の最低生活費として、処分庁に計上義務があり、当然に支給しなければならぬのである。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成24年11月5日付けの長男の療育手帳判定票には、「日常・社会生活能力 排泄 全介助」との記載があり、児童心理司の記名がある。

イ 平成24年11月5日付けの長男の療育手帳の判定書には、「総合判定 A. 障害児福祉手当の障害判定にかかる判定(令別表第1第9号)非該当」、添付資料に、「本児、知的障がいに加え、日常で環境の変化などにより嘔吐する身体症状があり、母が幼稚園に付き添っている状況。上記について、母子が使える支援やサービスについて障がいCWに確認するも、現状で使えるものはないとのこと。また、教育相談で、幼稚園への働きかけが可能か尋ねたところ、幼稚園側に配慮してもらえないこともないとのこと。引き続き子育て支援室でのフォローを続けていくことが望まれる状況。」との記載がある。

ウ 平成26年5月14日付けのケース記録票には、「①平成25年9月1日付け保護決定通知書が2通ある件について問い合わせがあったので、生活保護費が改定されたことで多人数世帯に対する調整額を再計算した為と説明。

②平成26年4月1日付け保護決定通知書について、重度障害者加算及び家族介護料の認定がされていないのではないかと質問。

平成24年11月8日に療育手帳を提出した時点で、等級がAになったことを当時のCWは

把握しており、加算認定の可能性や手続きについての助言がなかった。

重度障害者加算について特別児童扶養手当1級の認定であり、日常生活において常時の介護を必要としていることから認定しなければいけないのではないかと。

家族介護料について、日常生活のすべてについて介護が必要であることから、認定が必要ではないかと。

これらの制度について、請求人はわからないことでありCWが掘り起こしを行い説明しなければならぬのではないかと。

平成24年11月8日に療育手帳を提示した時点で加算認定の手続きを行えば受給できたのではないかと。遡及により加算の認定を行うべきである。

これらの件について、法的に争っていく。

保護受給後のケース記録や本人が提出した文書の全てを開示請求する。

本件の取り扱いについて、支援団体の弁護士と本日会議を行う。とのこと。

重度障害者加算の認定に当たっては障害児福祉手当の受給が必要と説明したが、同程度の障害にあることをイコールであると認識誤りしていたため訂正の説明及び謝罪を行う。

また、現在の状況を確認する方法として診断書が必要と伝えたものの、特に必要ではないことを後刻確認した。

家族介護料について、日常生活のすべてについて介護が必要との主訴があったことから、証明（申告）書を渡しその旨を記載、提出してもらうように伝えた。

重度障害者加算及び家族介護料について支給が可能か等を含めて協議する旨伝えた。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審査庁が平成29年2月16日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経過

平成21年4月6日（生活保護開始）

長男（当時1歳）は、発達障がいにて療育手帳B1の判定を受け（21年4月21日付）定期通院中であった。

平成21年9月18日

平成21年6月分からの特別児童扶養手当2級の受給を確認したため、遡及保護変更可能な同年8月より障害者加算（国年2級）を認定した。なお、同年10月より特別児童扶養手当の収入認定を開始した（実際の処理上は、10月認定分を法第63条に基づく返還決定の対象とし、11月から収入認定としている。）。

平成23年9月28日

家庭訪問時に長男が知的障がいの他に嘔吐症を抱えていることを聞き取る。

平成 24 年 5 月 18 日

長男の嘔吐症がひどく、幼稚園に 1 時間しか通園できないため退園するかもしれない旨聞き取る。

平成 24 年 8 月 23 日

長男が精神的なものからか人と会うと吐き気をもよおすこと、それを主治医に相談している旨を聞き取る。

平成 24 年 10 月 31 日

長男が、週 3 日はデイサービス、週 1 日は障がい者支援センターに通っている旨聞き取る。併せて、主治医から、「長男は食道の成長が遅く、食べ物・飲み物が胃に入るまで時間がかかり、食べた物がほとんど食道に溜まっていること、また精神的なものがかさなって嘔吐する」と診断されている旨聞き取る。

平成 24 年 11 月 8 日

請求人が来所し、療育手帳 A の判定を受けた旨の報告及び手帳の提示があった。ケースワーカーは特別児童扶養手当の等級変更手続を行っている旨聞き取り、変更された場合はすみやかに届け出るよう請求人に指示した。

平成 25 年 1 月 16 日

家庭訪問時、長男が情緒不安定により慣れない保育士に嘔吐すること、デイサービスで通所児童に顔をたたかれ情緒不安定になっていることを聞き取る。

平成 25 年 4 月 9 日

請求人が来所し、平成 24 年 12 月に特別児童扶養手当の等級が 2 級から 1 級に変更されていた旨報告があったため、遡及変更可能な平成 25 年 3 月分から障がい者加算の変更（国年 2 級から国年 1 級相当へ）を行う。また、同年 4 月から特別児童扶養手当の収入認定額を変更する。

平成 26 年 5 月 14 日（支援団体付添）

請求人が来所し、重度障害者加算・家族介護料加算、及び平成 24 年 12 月からの障害者加算（国年 1 級相当）の認定を求めた。

平成 26 年 5 月 19 日

請求人が来所し、おむつ代の支給について説明を求めた。併せておむつ代支給の要望があった。

平成 26 年 5 月 22 日

長男は障がい児福祉手当の支給対象となっていなかったため、重度障害者加算の認定を検討すべく、長男の主治医に対し障がいの程度について病状照会を行った。

平成 26 年 6 月 18 日

家庭訪問し、長男が重度障害者加算の認定要件である「日常生活において常時の介護を必要とする状態」にあるかどうかの聞き取りを行う（食事・入浴・排泄について全介助が必要である旨聞き取った。）。

平成 26 年 6 月 30 日

長男の主治医より、令別表第 1 の項目 9 に該当する状態である旨回答あり。
同日請求人よりおむつ代の支給申請があり、6 月分より支給開始した。

平成 26 年 7 月 2 日

重度障害者加算、家族介護料、おむつ代（遅くとも療育手帳 A 判定を受けた 24 年 12 月以降）の遡及認定について申請書が提出された（代理人弁護士と連名）。

平成 26 年 7 月 11 日

前述病状照会の回答及び長男の通学先に生活状況を聞き取った結果により、平成 26 年 6 月から重度障害者加算及び家族介護料加算の認定を開始する。併せて、請求人に対し障がい児福祉手当の受給申請を行うよう指示する。

平成 26 年 11 月 27 日

請求人が来所し、平成 26 年 10 月分より障がい児福祉手当の支給が決定された旨報告あり（これを受け、平成 27 年 1 月より障がい児福祉手当の収入認定を開始する）。

平成 27 年 3 月 11 日（代理人弁護士同行）

請求人が来所し、次の内容の申入書の提出を行った（申入書の内容のうち、本協議に関連しないものは省略する。）。

- ① 平成 24 年 12 月から平成 25 年 2 月までの障がい者加算、国年 1 級相当と国年 2 級相当との差額の支給
- ② 平成 24 年 12 月から平成 26 年 5 月までの家族介護料加算の支給
- ③ 平成 24 年 12 月から平成 26 年 5 月までの重度障がい者加算の支給
- ④ 時効を迎えていない 5 年前に相当する平成 22 年 3 月から 26 年 4 月までのおむつ代の支給

平成 27 年 8 月 27 日

同年 3 月 11 日付けで提出された「申入書」に対し処分庁が応答しないことは、申請行為に対するみなし却下にあたるとして大阪府知事宛に審査請求が提起された。

平成 28 年 10 月 25 日

厚生労働省との協議を経て上記平成 27 年 3 月 11 日に係る①及び②について遡及して支給した。

イ 請求人の各請求に対する主張

(ア) 平成 24 年 12 月から平成 25 年 2 月までの障害者加算 2 級から 1 級変更の差額について

療育手帳の障がい程度が重度となった時点で経過に記載のとおり手帳の提示を受けており、また平成 24 年 12 月より特別児童扶養手当が 2 級から 1 級に変更になっていることから、遡及給付は妥当である、との厚生労働省との協議結果に基づき既に支給しており、審査請求は却下されるべきである。

(イ) 平成 24 年 12 月から平成 26 年 5 月までの家族介護料加算について

平成 24 年 12 月より特別児童扶養手当が 2 級から 1 級に変更になっていることにより遡及給付は妥当である、との厚生労働省との協議結果に基づき既に支給しており、審査請求は却下されるべきである。

(ウ) 平成 24 年 12 月から平成 26 年 5 月までの重度障害者加算について

重度障害者加算については、平成 24 年 11 月の療育手帳等級変更時に市の心理判定員が面談の上、障がい児福祉手当の支給要件を満たしていないと判断しており、その時点では同じ要件である重度障がい者加算の対象ではないと考えられる。よって請求人の申出を受け、改めて障がいの程度について確認のできた平成 26 年 6 月からの加算認定が適切であると判断することから、審査請求は棄却されるべきである。

(エ) 平成 22 年 7 月から平成 26 年 4 月までのおむつ代について

厚生労働省との協議の結果、その当時、経常的最低生活費（毎月生活支給される生活扶助）で真に賄えない状態であったと客観的に判断する根拠もないため遡及給付は妥当ではないとされており、審査請求は棄却されるべきである。

(2) 審査庁が平成 30 年 3 月 26 日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 重度障害者加算について

(ア) 支給要件について

重度障害者加算に関しては、保護の基準別表第 1 第 2 章 - 2 障害者加算 - (3) において、令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」に対し算定することとされている。

また、障がい児福祉手当に関しては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「特児法」という。）第 17 条において、「福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児」に支給するとされ、同法第 2 条において、「この法律において『重度障害児』とは、障害児のうち、令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう」とされており、令第 1 条第 1 項において、特児法「第二条第二項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする」とされている。

よって、重度障害者加算及び障がい児福祉手当は、いずれも「令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」について支給される

ものである。

(イ) 本件について

長男に関しては、平成24年11月の療育手帳の更新時に、市の心理判定員が面談の上、障がい児福祉手当の支給要件に該当しないと判断していたことから、その時点において、「令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」に該当していなかったものと判断している。

なお、前記1 請求人の主張(2)において請求人は、処分庁生活保護疑義照会集において、重度障害者加算の認定に関し、「必ずしも障害児福祉手当や、特別障害者手当を受給していることが認定の要件ではありません。」と記載されていることを踏まえ、「障害児福祉手当の非該当も重度障害者加算の不支給の理由とはならない」と主張するとともに、「処分庁は、今回の弁明にて性懲りもなく、再び、自ら誤りであって非を認め謝罪までした経過を細に上げ、同じ理屈を展開しており、その姿勢は不誠実を超えて、不当・違法極まりない対応と評せざるを得ない。」と主張している。

この点、処分庁の職員から請求人に対し、重度障害者加算の認定に障がい児福祉手当の受給が必要であるとの誤った認識をしていたことを謝罪した事実はあったものの、本件審査請求において処分庁は、重度障害者加算の認定に障がい児福祉手当の受給が必要であると主張しているのではなく、客観的事実として、その時点では本件児童が重度障害者加算の要件に該当していなかった旨を述べているのであり、同じ理屈を展開しているわけでもなく、処分庁生活保護疑義照会集の記載に反しているものでもないことから、請求人の主張には理由がない。

イ おむつ代について

次官通知第7-2においては、臨時的最低生活費(一時扶助費)に関し、「最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること」とされている。

また、局長通知第7-2-(5)-ア-(カ)において、「常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く。)等が紙おむつ等を必要とする場合」であって、「次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるとき」に被服費として計上して差し支えないものとされている。

よって、被服費に分類されるおむつ代に関しては、仮に、「常時失禁状態にある患者」が紙おむつ等を必要とする場合であっても、次官通知第7に定めるところによって判断して必要と認めるとき、すなわち、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に購入していくべきものとされているが、当該物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に該当して初めて認定することができるものである。

しかし、本件においては、厚生労働省との協議も踏まえ、その当時、経常的最低生活費で真に賄えない状態であったと客観的に判断する根拠がないため、遡及給付は妥当ではないと判断している。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 23 年 9 月 28 日付けのケース記録票には、「【長男の幼稚園について】 請求人より、以前より相談のあった長男の幼稚園入園についての相談あり。長男、先天性の知的障害と嘔吐症を抱えており、通所している療育センターからも、幼稚園の入所をすすめられているとのこと。」との記載がある。

イ 平成 24 年 5 月 18 日付けのケース記録票には、「長男、4 月から幼稚園に入園した。しかし、「嘔吐症がひどく、1 時間程度しか通園できていない状況であり、辞めることになるかもしれない。」とのこと。もし、辞めることになれば CW に連絡するように伝えた。」との記載がある。

ウ 平成 24 年 8 月 23 日付けのケース記録票には、「実は、訪問時自宅には居たが子どもが、現在、幼稚園が夏休み中の為登園しなくなって、人と接触する機会が減ったからか精神的なのか人とあると嘔気を模様してしまう。現在 Dr と相談中とのこと。その為に対処できなかったとのこと。」との記載がある。

エ 平成 24 年 10 月 31 日付けのケース記録票には、「【近況報告】 請求人より長男今日は、熱等はないが嘔吐した。明日、幼稚園の遠足に行くため大事を取り幼稚園を休ませた。

一昨日長男の耳から出血していて小児耳鼻咽喉科に受診したが、長男は知的障害もあり、じっとしてられないため、Dr から治療できないと塗り薬のみもらったが、出血が続いているため知人から聞いた処分庁所管区域外の耳鼻咽喉科に行ったとのこと。(略)

【耳からの出血の原因について】

原因は不明だが、以前は、ヤクルトを飲む細いストローを耳に入れあそんでいて耳の中を傷つけて出血したことがある。幼稚園での行動等見えていない部分あるため確信はないが今回も同様に耳に何か入れたのかもしれないとのこと

【長男の通院に関して】

火曜日・金曜日は幼稚園終了後デイサービス・木曜日は療育センター・金曜日は障がい者支援センターに通っているとのこと。大学病院 Dr からは、食道の成長が遅いため、食べ物・飲み物が胃に入るまでに時間がかかり、口にしたものは殆ど食道にたまっているためのものと精神的なものがかさなっているとのこと。」との記載がある。

オ 平成 24 年 11 月 8 日付けのケース記録票には、「長男療育手帳の障害判定が B 1 から A に変更になったと提出。

また、特別児童扶養手当の支給金額の変更手続きも行っていると伝えられたため変更されれば、早急に提出するよう伝えておく。」との記載がある。

カ 平成 25 年 1 月 16 日付けのケース記録票には、「【近況報告】 請求人は特に問題ないが、長

男は通園に慣れてきていて、嘔吐をしないようになってきているが、慣れない保育士が対応すると、嘔吐してしまう。また、昨日デイサービスに通所中に、通所児童に顔をたたかれ、顔が腫れ、叩かれたときに爪が引っ掛かったのか頬に引っかき傷ができたが病院には行かず様子をみているとのこと。そのため、長男は情緒不安定になっているとのこと。」との記載がある。

キ 平成 25 年 4 月 9 日付けのケース記録票には、「【特別児童扶養手当の変更について】
12 月からの特別児童扶養手当が 2 級から 1 級に変更となり、手当月額が 33,570 円から 50,400 円に増額そのため、4 月保護費より、50,400 円認定を行う。

【障害者加算について】

特別児童扶養手当が 2 級から 1 級になったことより、身障 1 級（身 1 国 1）に認定変更を行う。

認定月については、問答集問 13-2、1-(a) により 3 月から認定を行う。」との記載がある。

ク 前記 1 請求人の主張（4）ウと同一書類。

ケ 平成 26 年 5 月 19 日付けのケース記録票には、「平成 24 年 11 月に療育手帳を持参した際、特別児童扶養手当の証書を確認後加算額の変更を行うことの説明がなかった。

- ・証書が郵送されてきた後しばらく体調不良のため処分庁に持参できなかったが、加算額の変更あることがわかっていたら持ってきた。

- ・長男通院時の移送費についても、申請したら支給されることが説明なく CW に担当変更になってから教えてもらった。

- ・話の中で長男おむつ使用についてのことを言われたので、おむつ代についても常時失禁状態であれば支給できる可能性があること。常時失禁状態の確認を医療機関にて証明書を送付するか、苦しくは担当 CW が訪問時等に確認させてもらう事となる。レシートは残ってますかと尋ねたところ、残していないとのことであったので今後は残しておいてもらい、1 カ月分まとめて翌月中に申請してもらうことや、支給限度額は 20600 円であることなどの制度をお伝えした。これについても初めて聞いた。

加算の認定を行っていくについては処分庁から病院などに照会をして判断する必要があることを伝える。

請求人からは、請求人が長男の様子を伝えているから調べる必要はないのでは、とのことであったが、主訴だけでは認定することが困難である旨伝えておく。

後 刻 支援団体事務局長から電話あり。

請求人から上記に関する電話があり、現在加算認定できるのであればすぐにしてほしい。

24 年 11 月の時点で当時の担当 CW から説明がなかったため、遡及の問題等について、法的に争っていく、とのことである。」との記載がある。

コ 平成26年6月18日付けのケース記録票には、「請求人に対し、障害の程度を確認を大学病院に照会中である。しかし、回答が未着であるため、その日に大学病院へ連絡を行い速やかに回答してもらえるように伝えていますが、とお伝えしたところ、請求人から「本日、大学病院に問い合わせたら、主治医が変わり状態が分からない、と看護師から言われた。最近、診察がないために分からないと言われていたのかも。」とのことであったため、回答がそのようになっておれば、診察に行っていたことになると思うが、加算を認定できるかが分からない旨お伝えした。

加算の認定については、処分庁から説明がなければいけないのでは？過去の判例から、処分庁の非を認めて廻りの加算認定や損害賠償を認めた事例がある、と何かのプリントを見ながら話される。

また、おむつ代の支給についても先日初めて聞いた。前からおむつの使用をしていたのに、おむつ代が高いため、長男の体重が27kgあるのに、22kg用を買い求め、その結果赤くかぶれているのにはかせていた、と涙ぐみながら話される。小さいときのおむつ使用については判断が難しいとお伝えしたところ、裁判で手帳を取得した時点で意思疎通ができていないと判断し廻って支給されたことがある。自分についても過去の分が出るんじゃないですか？との訴えである。

過去のおむつ代については、支給の可否についてこの場で判断できないため後日連絡すると伝えたと、いつまでに回答くれるか日にちを教えてください、とのこと。

いつまでに回答できるかの明確な日にちを設定することは困難であることをお伝えする。

また、1カ月分を立て替えてもらい、領収書等添付の上まとめて申請してもらおうと伝えたと、他の処分庁では先に限度額に至急後、その月に使ったおむつ代を精算するところがある、とのこと。

処分庁では、そのような取り扱いはしていないがこの件についても本庁に問い合わせる旨お伝えする。

家族介護料認定可否についての参考に日常生活能力の程度について聴取。

以下のことを参考に検討を行うこととする。

- (ア) 食事・・・スプーンを持つことができるが、こぼす
- (イ) 洗面・・・全介助
- (ウ) 排泄・・・おむつ必要
- (エ) 衣類・・・脱げない、着れない、ボタン不能、靴下は途中まで脱がしてあげると引っ張って取ることができる
- (オ) 入浴・・・全介助
- (カ) 危険物・・・全くわからない。車を見たら飛び込んでいくとのこと。
- (キ) 睡眠・・・夜眠らずに騒ぐ。朝4時に寝て7時に起きる。
夜9時に寝て夜12時に起きたら朝まで寝ない。

長男は血液代謝が悪く調子が悪くなることもある。

また、協調運動障害で何かをしようとすればこけてしまう、とのことであった。

帰庁後、大学病院に確認事項。医事課対応。

主治医であった以前の担当Dr.は辞めて新しい担当Dr.に引き継ぎとなる。

以前の担当Dr.としては、最終受診が平成25年8月28日なので状態が判断できないため回答を書くことができない。

平成26年6月25日に診察の予定が入っているので、そこで新しい担当Dr.に引き継ぎとなる、とのことであった。」との記載がある。

サ 平成26年6月26日付けの処分庁宛て大学病院長からの診療状況について(回答)には、「平成26年5月29日付けをもって御照会のありました長男様の当院における診療状況は次のとおりです。1 病名 発達遅退 習慣性嘔吐症 6 失禁状態について 排尿自立できておらず、毎日おむつを必要としている。」との記載がある。

シ 平成26年6月26日付けの処分庁宛て大学病院長からの診療状況について(回答)には、「平成26年5月22日付けをもって御照会のありました長男様の当院における診療状況は次のとおりです。4 令別表第1の該当・非該当 ア該当(項目:九)」との記載がある。

ス 平成26年7月2日付けの生活保護変更申請書には、「(ア) 重度障がい者加算の支給を申請します。

長男は、平成21年4月21日療育手帳の交付(B1)を受け、平成21年6月より特別児童扶養手当の支給を受け、さらに、平成24年11月5日知的障害についてA判定を受けました。

その際、長男は、言語について7~11か月相当程度、運動について1歳程度という知能にあることも聞きました。

上記の経過から「令別表第1に定める程度の障害にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」にあたる可能性があるため重度障がい者加算を支給するよう求めます。

(イ) 家族介護料の支給を申請します。

長男は、平成21年4月21日療育手帳の交付(B1)を受け、平成21年6月より特別児童扶養手当の支給を受け、さらに、平成24年11月5日知的障害についてA判定を受けました。

長男の食事・入浴・排便についてすべて介助を要する状態です。

上記の経過から「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」に該当し、国民年金法施行令別表1級ないし2級に該当し、「当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合」にあたるため、家族介護料を支給されるよう求めます。

(ウ) おむつ代

従前、生活保護を利用中に、長男の状況についておむつ代を支給されることはまったく説明がありませんでした。このことを本年5月にわかり、5月末におむつ代の支給申請を行いました。

ようやく7月より6月分のおむつ代を支給されることになっていますが、長男は、平成21年4月21日に療育手帳の交付を受け、遅くともA判定を受けた平成24年12月以降、「常時失禁状態にある者」にあたるため、おむつ代を同時期に遡って支給してください。」との記載がある。

セ 平成 26 年 7 月 11 日付けの付けのケース記録票には、「通学する小学校に電話で次のことを確認する。

給食の方法や排泄について。(略)

まず、給食は箸を使用することが出来ないため自宅からスプーンとフォークを持参している。食べ物は予め一口サイズにされているものをフォークで自分で刺して食べようとするもこぼす事がある。汁物はスプーンで、先生が手を添えて口まで運んで食べさせている。協調性運動失調のために体が震えてこぼしてしまうことから、少しでも目を離すと周囲がぐちゃぐちゃになるため目が離せない。

飲み物は、牛乳にストローを刺して先生が飲ませている。

排泄はおむつを使用して過ごしている。

以上、請求人から聞いたことと同じであることの確認が出来た。

入浴についても請求人が行っていると聴取済みであり、このことから家族介護料の認定について平成 26 年 6 月 1 日付で開始することとする。

また、重度障害者加算について、大学病院から令別表第 1 に定める程度の状態にあるとの回答が届いていることから、平成 26 年 6 月 1 日付で認定の開始を行う。

今後請求人に対して、専門機関が同じ判断基準で判断した結果である障害児福祉手当について申請するように伝える。」との記載がある。

ソ 平成 26 年 11 月 4 日付けの障害児福祉手当認定通知書には、「平成 26 年 9 月 19 日付で請求のありました障害児福祉手当の受給資格については、下記のとおり認定しましたので通知します。記 受給者氏名 長男氏名 支給開始年月 平成 26 年 10 月」との記載がある。

タ 平成 26 年 11 月 27 日付けのケース記録票には、「請求人来所にて、長男の障害児福祉手当認定通知書の提出がある。」との記載がある。

チ 平成 27 年 3 月 11 日付けの付けの申入書には、「(ア) 申入れの趣旨

a 請求人に対し、平成 24 年 12 月から平成 25 年 2 月までの障害者加算の額について、加算 1 級と加算 2 級の差額分を支給されたい。

b 請求人に対し、平成 24 年 12 月分より平成 26 年 5 月分までの重度障害者加算並びに家族介護料を遡って支給されたい。

c 請求人に対し、平成 22 年 3 月分より平成 26 年 4 月までのおむつ代を遡って支給されたい。

d 平成 25 年 8 月から平成 26 年 1 月までに請求人世帯に対して行われている臨時調整の減額の内容や根拠を明らかにされたい。

(イ) 申入れに至る経過

a 請求人は、平成 21 年 4 月 6 日、処分庁に対し、生活保護を申請し、同月 17 日付で申請日を開始日として生活保護を受給している者である。請求人の世帯は、長男との 2 人世帯

であり、長男は重度の障がいを持っている。そのため、長男については生育過程においておむつが外れたことはなく、食事・入浴のほか、日常生活の活動のほとんどについて介助を要する状態にあった。

b 請求人の長男は、平成 21 年 4 月 21 日、知的障がい B.1（中度）の判定を受け、療育手帳の交付を受けた。同年 6 月より、特別児童扶養手当（2 級）を受給していた。

c 請求人世帯を担当するケースワーカーは、平成 22 年 9 月 29 日、請求人宅を訪問し、長男について「生まれつき『しっちょう』という疾患を抱えており、現在通院中の医師から、そろそろ大きい病院で本格的な治療が必要と言われていた。大阪に 2 か所しか治療できる病院がないとのこと」との報告や、長男が現在施設にて通所訓練を受けていることの記録が認められるほか、たびたび長男の治療にあたっての病院付添のための通院移送費が支給されていた。

d 請求人世帯を担当するケースワーカーは、平成 24 年 10 月 31 日、請求人宅を訪問し、請求人から「請求人より長男今日は、熱等はないが嘔吐した。（略）一昨日長男の耳から出血していて耳鼻咽喉科に受診したが、長男は知的障害もあり、じっとしてられないため、Drからは治療できないと塗り薬のみもらったが、出血が続いている」「原因は不明だが、以前は、ヤクルトを飲む細いストローを耳に入れてあそんでいて耳の中を傷つけて出血したことがある。幼稚園での行動等見えていない部分あるため確信はないが今回も同様に耳に何か入れたのかもしれない」「火曜日・金曜日は幼稚園終了後デイサービス・木曜日は療育センター・金曜日は障がい者支援センターに通っている」「大学病院Drからは、食道の成長が遅いため、食べ物・飲み物が胃に入るまでに時間がかかり、口にしたものは殆ど食道にたまっているためのものと精神的なものがかさなっている」との報告がなされていた。

同年 11 月 2 日にも、長男の通院移送費（付添交通費）の支給がなされており、そこでも主治医意見書として「発達遅滞・周期性嘔吐症」との記録が認められる。

e 平成 24 年 11 月 5 日、長男が知的障がいについて A 判定（重度）を受け、請求人は、同月 8 日、処分庁に赴き、長男について「療育手帳の障害判定が B 1 から A に変更になった」として療育手帳を提出し、さらにこれに伴い、「特別児童扶養手当の支給金額の変更手続きも行っている」ことを報告した。

f 平成 25 年 4 月 9 日、請求人は特別児童扶養手当証書を処分庁に提出し、認定日である平成 24 年 12 月より手当が 2 級から 1 級に変更になったことを報告した。同時に、処分庁は請求人の「障害者加算について」、認定変更を行った。

g 請求人は、平成 26 年 5 月 14 日、支援団体事務局長とともに処分庁に赴き、長男の知的障がいの程度が A 判定を受け、重度とされ、また、特別児童扶養手当 1 級の認定を受けた保護世帯の状況に照らし、重度障がい者加算並びに家族介護料の認定がなされていないことの問題点を指摘し、遡及支給を求めたところ、処分庁から「重度障害者加算の認定に当たっては障害児福祉手当の受給が必要と説明したが、同程度の障害にあることをイコールであると認識誤りしていたため訂正の説明及び謝罪」がなされ、「重度障害者加算及び家族介護料について支給が可能か等を含めて協議する旨伝えられた」。また、おむつ代の不支給に関し診断書の要否を巡って処分庁の回答が二転三転することについてのやりとりのほか、「重度障害者加算については、平成 25 年 11 月に療育手帳の判定会議において、「A」へ変更となったがその際、障害児福祉手当非該当になっており、令別表 1 に該当していなかった」と回答した。

h 処分庁は平成 26 年 7 月 11 日付通知書にて、請求人に対し、平成 26 年 6 月 1 日より重度障害者加算並びに家族介護料の認定を行ったが、請求人が求めている過去の重度障害者加算並びに家族介護料について支給しなかった。

処分庁は、平成 26 年 7 月 2 日付通知書にて、請求人に対し、平成 26 年 5 月よりおむつ代の支給を行うようになったが、請求人が求めている過去のおむつ代について支給しなかった。

i 平成 26 年 11 月 4 日、長男について、同年 10 月を支給開始月として、障害児児童福祉手当認定がなされるようになった。

(ウ) 遡及支給が認められるべきこと

a 2 月以上であっても遡及支給がなされなければならない理由

遡及変更は 2 カ月までという実施要領や問答集に基づく運用は、実施機関による過誤を前提とするものではないので、本件に運用しない。

この点、東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した生活保護運用事例集問 12-14 によれば、一般の遡及変更が 2 カ月程度とする運用を前提としつつも、「被保護者からの届け出を待たずに実施機関において最低生活費の認定を行うべき事情にあったにも関わらず、必要な決定処分が行われなかったときに、これを正しく遡及変更しないのでは、被保護者の理解が得られないこととなる。また、被保護者からの届け出があったにもかかわらず、それに対応する決定処分を実施機関が行わなかったために、扶助費の過少支給が生じた場合も同様に考えなければならない。」とし、2 カ月を超えて遡及支給を行う場合の要件が示されている。

すなわち、①実施機関に必要な届け出が行われていたこと（届け出が行われなかったことについて、被保護者になんの過失もないと判断される場合には、届け出は不要である）、②被保護者になんも過失のないこと、③届け出に対応する処分がまったくされていなかったこと、④遡及支給期間が 5 年より短いこと、⑤遡及して支給される保護費が自立更生に充てられること、である。

上述したとおり、請求人は、平成 24 年 11 月 5 日、長男が知的障がいについて A 判定（重度）を受け、請求人は、同月 8 日、処分庁に赴き、長男について「療育手帳の傷害判定が B1 から A に変更になった」として療育手帳を提出し、さらにこれに伴い「特別児童扶養手当の支給金額の変更手続きも行っている」ことを報告しており、処分庁に対して必要な届け出が行われているし、重度障害者加算や家族介護料について認定されていないことについて請求人には何の落ち度もない。

請求人は、重度の障がいをもつ長男のために将来の就学や就学の準備に備えた教育費用、請求人世帯の生活必需品等の買い換えなど自立更生に資する使途に用いる意向があり、上記要件はすべて充足している。

b 遅くとも、平成 24 年 12 月より重度障害者加算並びに家族介護料の支給がなされるべきであったこと

処分庁は、上記のとおり、重度障害者加算並びに家族介護料の認定がなされなかったことについて、「重度障害者加算の認定に当たっては障害児福祉手当の受給が必要と説明した」としたり、「重度障害者加算については、平成 25 年 11 月に療育手帳の判定会議において、「A」への変更となったがその際、障害児福祉手当非該当になっており、令別表

1に該当していなかった」と回答したりしている。

まったくの誤りである。

この点、処分庁生活保護疑義照会集、「②重度障害者加算（1）重度障害者加算の認定根拠」には、こうした誤解後生じないようわざわざ、「必ずしも障害児福祉手当や特別障害者手当を受給していることが認定の要件ではありません。」と述べられ、注意が喚起されているところである。

そのうえで、上述のとおり、処分庁は、請求人世帯について、長男が知的障がいについてA判定（重度）と判定を受けた平成24年11月5日以前にも、担当ケースワーカーが、自宅訪問し、請求人から直接、長男の発熱や嘔吐、知的障がいの影響から自傷のおそれがあること、身体的な成長の遅滞のなどについて記録しているとおり、請求人世帯が生活保護を利用して3年半以上の期間が経過していたところ、長男の障がい程度のみならず、日常生活において常時の介護を必要とする状態にあったことは認識しており、又は認識し得るべき状況にあったものといわなければならない。

遅くとも請求人が長男の知的障がいについての等級が中度から重度へと程度が変更し、これに伴い、特別児童扶養手当の支給金額の変更手続きも行っていることを報告した翌月である平成24年12月以降、請求人の世帯は、重度障害者加算並びに家族介護料を認定しなければならない状況にあった。

c 平成22年3月以降のおむつ代の支給がなされるべきであったこと

請求人の長男は、平成19年[]に出生して以降現実に至るまで常時失禁状態にあるため、おむつが取れたことがない。

そのため、請求人は、毎月2万600円以上の費用を保護費から捻出しては、長男のおむつ代に充てていたが、処分庁からおむつ代が別途認定され支給できることの説明を受けることはなかった。

請求人は、弁護士や学者らで構成する[]による全国調査電話相談会にて、おむつ代の支給ができることを初めて知り、平成26年5月19日、処分庁に電話確認を入れた。

しかしその後も、処分庁は、おむつ代の不支給に関し診断書の要否を巡って処分庁の回答が二転三転させ、ケースワーカーによる目視等の確認でも十分行いえるにも関わらず誤った説明を行い、平成26年5月になるまでおむつ代を認定していなかった。

しかし、上述のとおり、長男の状況は担当ケースワーカーによる定期訪問等のほか、訪問時等の請求人の報告を通じ、常時失禁状態にあることは当初から認識されていたところであり、少なくとも現在から遡って5年にわたる部分についておむつ代を支給されたい。

d 障がい者加算1級の認定遅れによる差額分の支給がなされるべきであること

処分庁は請求人に対して、平成25年4月9日の証書提出を理由に同年3月より障害者加算の増額が行っているところ、前記経過のとおり、請求人は平成24年11月に必要な届出を行っているから、遅くとも平成24年12月より加算がなされるべきであった。

については、その不足分について支給するよう求める。」との記載がある。

3 口頭意見陳述の実施

(1) 平成30年12月21日に実施した口頭意見陳述の概要は、以下のとおりである。

- 代理人 平成27年3月11日に「障害者加算、重度障害者加算、家族介護料の漏給に対し、遡及支給の申請」について応答がないため審査請求しているが、今日は手続きについて、請求人の思いを述べてほしい。
- 請求人 おむつ代も。
- 代理人 はい。おむつ代も。生活保護受給前について確認ですが、請求人は、平成18年に結婚、平成19年[]に長男を出産。長男は現在11歳で小学校5年生であるが、確認するが、離婚の原因は何か。
- 請求人 一番の要因は夫の暴力で、治療も行ったが、結局、生活ができない状態になったため離婚を決めた。
- 代理人 その時、長男は幼かったと思うが、障がいがあることを把握していたか。
- 請求人 長男は、生まれて間もなく、その時点で、障害については把握していない。
- 代理人 乳幼児を育てながら毎日暴力を受けているような状況にあったとのことであるが、どこかに相談したか。
- 請求人 DV相談をしたが、生活もできない状況だったため、離婚調停委員と弁護士に生活保護の申請を勧められ、処分庁に保護の申請に行った。
- 代理人 最初の対応はどうだったか。
- 請求人 最初に経緯を聞かれ、離婚調停中について話すと、離婚成立後じゃないと、保護の申請が受付されないようで、託児所のある職場や水商売を勧められ、結局申請に至らず帰り、5回目で保護の申請ができた。
- 代理人 生活保護が開始された時の気持ちはどうか。
- 請求人 ご飯が買えるのでありがたく、職員は丁寧に対応してくれるので、頼りにできると安心していた。
- 代理人 生活保護開始時の支給額や生活はどんな感じか。
- 請求人 最初の頃は10万円くらいで、そこから家賃の6万円を引いて、生活費が4万円弱。児童扶養手当が4カ月ごとにまとめて入ってくる。非常に切り詰めて生活していた。長男のおむつもあまり替えることができなかった。
- 代理人 おむつを替えないとどうなるのか。
- 請求人 お尻が荒れるが、病院代が無料のため、病院の塗り薬を塗って対応していた。
- 代理人 生活保護を受けられて、何かおかしいなと感じたことはあったか。
- 請求人 長男が処分庁所管区域外の療育センターに通うようになり、同じく母子家庭で同じ年齢で同じ障がいの子供がいる生活保護の世帯の方から、おむつ代が支給されていると聞き、おかしいなと思った。
- 代理人 他の処分庁の同じ世帯で同じ条件で生活保護を受けている母子世帯の方はおむつ代が支給されているのを聞いてどうしたのか。
- 請求人 ケースワーカーに、おむつ代支給と窮状を訴えたが断られた。生活保護の仕組みがわからないので、ケースワーカーに言われたら仕方ないと感じた。翌年、ケースワーカーが変わり、もう一度同じことを聞くと、支給されないと言われた。最初のケースワーカーは、病院の交通費の支給についても教えてくれなかった。

○代理人 おむつ代だけではなく、色々な手当が出ていないということがわかり、今回審査請求をしているが、どういうきっかけでわかったのか。

○請求人 長男が小学1年生になったので、少し時間に余裕ができ、ケースワーカーの対応に不満が溜まっていたため、生活保護のホットラインに電話した時に、詳しく話を聞かれ、生活保護費が不足しているとわかった。

○代理人 一人で処分庁に行く場合と弁護士や支援者と一緒に行く場合の対応はどうか。

○請求人 処分庁に一人で行く場合は、即答で「出ない」と言われるが、弁護士や支援者と行くと、話を聞くなど対応が全然違う。最終的にお金が出たことも全然違う。

○代理人 元々、同じような世帯の状態が変わらない。2カ月以上遡及支給しない。応答もしない。そういう対応について、言いたいことをまとめてきたと思うので読み上げてもらえるか。

○請求人 はい。請求人が今回の件で最も訴えたいのは2つあり、まず、請求人一人では断られたことが、弁護士や支援者に同行等をしてもらうと申請でき、支給されたことに怒っている。

もう1つは、今回の件で処分庁の係長の返答方法や対応において、例えば、毎回対応が変わり、返答もかなり遅いこと。全てにおいて誠意がなく、処分庁の生活保護が正しい機能をしているのか疑わしい。生活するためにはお金は必要であり、現に困窮している状況のため支給しているにもかかわらず、適正に支給してもらっていなかったことから、こういう手続きをしているのに、全く思いやりもないし、生活保護課として機能していない。

本来なら、請求人が一人で行った場合でもきちんと話を聞き、要保護性がある場合は、適正に支給すべき。また、申請等の手続きについて質問した場合、きちんと正しく返答すべき。そして迅速に対応すべき。人を見て、対応を変えるのはおかしい。また、毎回言うことが変わるのには、誠意をもって対応できていないと思う。適正な事務手続きを行い、早急に過去の保護費を支給してほしい。

理 由

1 本件に係る法令の規定について

(1) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

(2) 保護の基準別表第1第2章の2障害者加算(3)において「令別表第1に定める程度の障

害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に14,180円（14,140円—平成26年7月1日から適用）を算定するものとする。」と定めている。

- (3) 次官通知第7の2において、「臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であつて、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に、順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。」と定めている。
- (4) 局長通知第7の2(2)エ(ア)において、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と定めており、(イ)において、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と定めている。
- (5) 局長通知第7の2(5)被服費ア(力)において、「常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合」と定めている。
- (6) 問答集問7の17において、「加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となつて行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいうまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続きをはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであろう。(略)」と記している。

2 本件決定について

(1) 本件決定1（障害者加算）及び本件決定2（家族介護料）について

本件審査請求は、本件決定1及び本件決定2の取消しを求めたものであるが、処分庁は、平成28年10月25日付けで、請求人に対して、平成24年12月分から平成25年2月分までの障害者加算において、障害者加算ア（国民年金法施行令別表に定める1級相当）と障害者加算イ（国民年金法施行令別表に定める2級相当）との差額及び平成24年12月分から平成26年5月分までの家族介護料加算を追加支給する保護変更決定を行ったことが認められることから、請求人が主張する本件決定1及び本件決定2の取消しについては、これを争う利益はもはやないといわざるを得ない。

(2) 本件決定3（重度障害者加算）について

処分庁は、心理判定員が障害児福祉手当の要件に該当しないとしたことから、「令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」に該当していなかったものと判断し、重度障害者加算の対象ではない旨主張している。

重度障害者加算の算定にあたっては、前記1.(2)及び(4)に照らし、「令別表第1に定める程度の障害の状態」、かつ、「日常生活において常時の介護を必要とする者」である障害の程度の判定を行うこと等が求められている。

処分庁は、前記1(4)に基づき、長男の障がいの程度の判定を行うにあたり、療育手帳A及び特別児童扶養手当1級の認定を受けているが、平成24年11月5日付けの療育手帳の判定書において、障害児福祉手当の障害判定(令別表第1第9号)は非該当であったことを確認した。

ついで、処分庁は、請求人及び長男の生活状態並びに長男の介護需要に関する個別事情を確認するための調査を行うとともに、長男が令別表第1に定める程度の障害の状態にあたるかどうかを検討したうえで、長男の障害の程度の判定を行う必要があるが、これらを行った形跡は認めることができない。

したがって、処分庁が本件決定3に至った判断過程において、請求人及び長男に対し、具体的な調査を行ったことを裏付ける事実及び組織的な検討を行っていない点において、本件決定3に違法又は不当な点があるといわざるを得ず、取消しを免れない。

(3) 本件決定4(おむつ代)について

請求人は、長男の生育過程において、常時失禁状態にあるためおむつが取れたことがなく、処分庁においても、定期訪問等において状況を認識されていたところであり、おむつ代を遡及支給してほしい旨を主張している。

一方、処分庁は、厚生労働省との協議を踏まえ、長男のおむつ代は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に購入していくべきものとされており、遡及支給を求める期間において、経常的最低生活費で真に賄えない状態であったことを客観的に判断できる根拠もないため遡及支給は妥当ではない旨主張している。

これについては、処分庁が厚生労働省との協議を踏まえ、経常的最低生活費で真に賄えない状態であったことを客観的に判断できる根拠がないことによる遡及支給を認めないことは首肯できる。

また、おむつ代の支給については、前記1(3)及び(5)の手続きが求められるところであり、平成26年6月に、処分庁が長男のおむつ代を支給した経緯をみると、長男が乳幼児時より通院している医療機関及び請求人に対し、長男が排尿自立ができていないため、常時おむつを必要としていることについて確認調査を行ったことが認められ、これをもって、おむつ代の支給を認めていることが推察される。

次に、本件決定4に至った経緯をみると、処分庁が、平成22年3月から平成26年4月までの期間において、長男のおむつ代のレシートの提出を求めているものの、請求人世帯において、おむつ代が経常的最低生活費で真に賄えない状態であったかどうかを判断するための根拠にあたる客観的な調査及び具体的な検討を行った形跡を見出すことはできない。

したがって、本件決定4に至る過程において、違法又は不当な点が認められるため、本件決定4は取り消されるべきである。

なお、請求人において、長男の排泄状況について客観的な事実をすべて立証することは困難であると考えられる。そのため、処分庁においても、長男の失禁の状態及びその原因を含め調査を行うことが求められる。

更に、処分庁は、請求人及び長男の生活の維持向上を図るため、生活実態及び要保護性に関する需要を把握するとともに、適切な助言・指導を行うことを付言する。

(4) まとめ

以上のとおり、本件審査請求において、本件決定1及び本件決定2に係る審査請求は却下とし、その余の部分については取り消されるべきである。

3. 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

4. 結論

以上のとおり、本件審査請求については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第1項及び同条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年4月23日

審査庁 大阪府知事 吉村



教 示

1. この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2. この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇

月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。